

嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書

去る2月16日、米空軍は、嘉手納飛行場において、県や周辺自治体の中止要請や抗議にもかかわらず、パラシュート降下訓練を強行した。

同飛行場におけるパラシュート降下訓練は、平成19年10月以来4年ぶりで、本土復帰後は5回目となるものであるが、同飛行場の周辺には住宅や学校が密集していることから、一歩間違えば周辺住民を巻き込んだ重大な事故を起こしかねない危険性が極めて高いものであり、また同飛行場では他基地所属の戦闘機の一時配備や飛来等が相次いでおり、常駐機と外来機による訓練が激化している中でのパラシュート降下訓練の実施はさらなる危険性の増加にほかならないことから、地域住民及び県民は多大な不安と恐怖を訴えている。

また、今回、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告に反し、政府が「運用上、嘉手納基地でも例外的に実施することができる」とし、さらに日米両政府が平成19年1月の日米合同委員会で「例外」を口頭で確認しておきながら、これまで県や地元自治体に説明を行っていないことが明らかになっており、伊江島の天候不良を実施の理由に挙げた米軍の一方的なやり方を容認する政府の姿勢や、県民に全く知らせないまま既成事実として認めざるを得ないような状況を積み重ねようとする日米両政府のやり方は、訓練の恒常化・固定化につながりかねないので、県民は強い憤りを覚えている。

さらに、これまで政府は同飛行場の過重な基地負担の軽減を約束しているが、一向に改善されないことや、米軍が主張している「例外」が極めてあいまいで危ういものであり、恣意的に基地を運用しているものとしか考えられないことから、県民は、歯どめのない基地の自由使用と基地機能の強化が進んでいるものとして強い危機感を抱いている。

よって、本県議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、嘉手納飛行場の過重な基地負担の現状にかんがみ、今回のパラシュート降下訓練に対し厳重に抗議するとともに、今後、同飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないことや、外来機の飛行禁止、住宅地上空での飛行訓練・演習の中止等を推進することにより同飛行場における過重な基地負担を軽減するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月24日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

）
あて